

環境省告示第百三十五号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、

窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十三年十二月環境省告示第七十五号）は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日

環境大臣 若林 正俊

窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

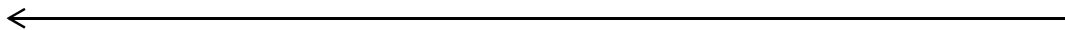
一 この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）で使用する用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という。）第一条の六第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基

準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号八に掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の六第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 C_n 及び C_{no} の値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(1)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、 C_{ni} の値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(2)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内において C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値を定めることが適当でないことを認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場に

つき C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値を別に定めたときは、この限りではない。



別表第一

整理番号		二	三	四	五
業種その他の区分		畜産農業	天然ガス鉱業	非金属鉱業	肉製品製造業
(1)	室素含有量 〔単位＝リットルにつきミリリグラム〕	(1)	六〇	六〇	二五
		(0)	二〇〇	一五〇	五〇
(2)		(1)	六〇	六〇	一〇
		(0)	七〇	七〇	二五
備考					

六	乳製品製造業	一五	三〇	一〇	一五
七	畜産食料品製造業（前 二項に掲げるものを除 く。）	三〇	四〇	一〇	二〇
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	三〇	一〇	一五
九	寒天製造業	二〇	三〇	一〇	二〇
一〇	魚肉ハム・ソーセージ 製造業	二〇	三〇	一〇	二〇
一一	水産練製品製造業（前 項に掲げるものを除く 。）	二五	三五	一〇	二〇

一六	一五	一四	一三	一二
野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	水産食料品製造業（整 理番号八の項から前項 までに掲げるものを除 き、魚介類塩干・塩蔵 品製造業を含む。）	冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業
一五	二〇	二五	三〇	二五
二五	三〇	五〇	五五	五五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	三〇	四〇	一五

一七	味そ製造業	二〇	三〇	一〇	二〇
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	二〇	一〇	三五
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	一〇	二〇
二〇	ソース製造業	二〇	三〇	一〇	一五
二二	食酢製造業	二〇	三〇	一〇	一五
二三	砂糖精製業	一五	二五	一〇	一五
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	一五	三〇	一〇	一五

	二九	二八	二七	二六	二五	二四
	パン・菓子製造業（整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	米菓製造業	ビスケット類・干菓子製造業	生菓子製造業	パン製造業	小麦粉製造業
	一五	一五	一五	一五	一五	二〇
	三〇	三〇	三〇	二五	二五	三〇
	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	一五	一五	一五	一五	一五	一五

三三〇	植物油脂製造業	二〇	二〇	一〇	一五
三三一	動物油脂製造業	二〇	三〇	一〇	一五
三三二	食用油脂加工業	一五	二五	一〇	一五
三三三	ふくらし粉・イースト ・その他の酵母剤製造 業	二〇	三〇	一〇	二〇
三四	穀類でんぷん製造業	一五	三〇	一〇	一五
三五	めん類製造業	一五	三〇	一〇	二〇
三七	豆腐・油揚製造業	二〇	四〇	一〇	二五

四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八
清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	の ち煮豆の製造に係るも そう(惣)菜製造業のう	冷凍調理食品製造業	あん類製造業
一〇	一五	一五	一五	二〇	二〇	一五
二〇	二五	二五	三〇	三〇	三五	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二〇	一五	一五	二〇	一五

四五	蒸留酒・混成酒製造業	一五	二五	一〇	一五	
四六	インスタントコーヒー 製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
四七	配合飼料製造業	一五	二五	一〇	一五	
四八	単体飼料製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
四九	有機質肥料製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
五〇	たばこ製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
五一	生糸製造業（副蚕糸精 練業を含む。）	二〇	三〇	一〇	二〇	

五五	五七	五八
繊維工業（整理番号五 一の項に掲げるもの及 び衣服その他の繊維製 品に係るものを除く。 以下同じ。）で整毛工 程に係るもの	繊維工業で麻製織工程 に係るもの	繊維工業で毛織物機械 染色整理工程（のり抜 き、精練漂白、シルケ ット加工その他の染色 整理工程に付帯して行 われる加工処理工程（
一〇	一五	一〇
三〇	二五	二〇
一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五

	五九	六〇
以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。()を含む。()に係るもの	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。()に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。()に係るもの
	一〇	二〇
	三〇	三〇
	一〇	一〇
	一五	二〇
	綿織物捺染工程にあつては、第三欄(1)及び(ロ)並びに(2)の値は、それぞれ六〇、八〇、五五とする。	

六三	六二	六一	の
繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程を含む。）に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	
二〇	一〇	一五	
三〇	三〇	二五	
一〇	一〇	一〇	
二〇	二〇	一五	

	六四	六五	六六	六七
工程付帯加工処理工程を含む。()に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの
	二〇	一五	二〇	二〇
	三〇	二五	三〇	三〇
	一〇	一〇	一〇	一〇
	二〇	一五	一五	一五

七六	七五	七一	六九	六八
パルプ製造業、洋紙製	木材薬品処理業	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパ ーティクルボード製造 業	一般製材業又は木材チ ップ製造業	繊維工業（整理番号五 五の項から前項に掲げ るものを除く。）
一〇	二〇	一〇	二〇	一五
一五	三〇	二五	三〇	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	二〇	二五	二〇

	七七	七八
造業又は板紙製造業で 溶解パルプ製造工程に 係るもの	パルプ製造業、洋紙製 造業又は板紙製造業で サルファイトパルプ製 造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製 造業又は板紙製造業で グラントパルプ製造工 程、リファイナーグラ ントパルプ製造工程又 はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るも
	一〇	一〇
	一五	一五
	一〇	一〇
	一五	一五

	七九	八〇
の	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラント</p>
	一〇	一〇
	一五	一五
	一〇	一〇
	一五	一五

八二	八二	
パルプ製造業、洋紙製	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	ドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの
一〇	一〇	
一五	一五	
一〇	一〇	
一五	一五	

八四	八三	
<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p>
一〇	一〇	
一五	一五	
一〇	一〇	
一五	一五	

八五		八六
<p>古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの</p>		<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リフアイナーグラントパル</p>
一〇		一〇
一五		一五
一〇		一〇
一五		一五

	八七	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	プ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの
	一〇	
	一五	
	一〇	
	一五	

九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八
セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るものの
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

一〇〇	九七	九六	九五
印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	乾式法による繊維板製造業
二〇	一〇	一五	二〇
三〇	一五	二五	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇
二五	一五	一五	一五

	一〇二	一〇二
	窒素質・りん酸質肥料 製造業	製版業
	一五	二〇
	二五	三〇
	一〇	一〇
	一五	二〇
(一) アンモニア製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、一五〇、三〇、四〇とする。		
(二) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、二一〇、二二〇〇、二二一〇とする。		
(三) 尿素製造工程にあつては、第三欄の値は、それ		

一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	
無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く）。	複合肥料製造業	
二五	一五	一〇	一〇	一五	
四〇	二五	一五	一五	三五	
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
三〇	一五	一五	一五	一五	
黄鉛顔料製造工程にあつて					。それぞれ同欄の順序に従い、 一一〇〇、一二〇〇、一 一〇〇、一二〇〇とする。

一〇八	
無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	
二〇〇	
五〇	
一〇	
四〇	
<p>(一) バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇〇〇、四〇、五〇、六〇〇〇、四〇、六〇〇〇とする。</p> <p>(二) 酸化コバルト製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七五〇、</p>	<p>は、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、七〇〇、四〇、六〇〇とする。</p>

四〇、七五〇とする。

(三) モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇〇〇、四〇、六〇〇〇とする。

(四) イットリウム酸化物製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一五〇、四〇、一五〇とする。

(五) 酸化銀製造工程にあつては、第三欄の値は、そ

<p>れぞれ同欄の順序に従い、五〇、二一〇、四〇、二一〇とする。</p> <p>(六) 酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二三〇、四〇、二三〇とする。</p> <p>(七) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一六〇、四〇、六〇とする。</p>

一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一五	六〇	一〇	一五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二四〇、四〇、五〇とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五	三〇	一〇	二五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ六〇、三〇とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一五	六〇	一〇	一五	

一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除	一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの
一五		一五	
四〇		二五	
一〇		一〇	
一五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、三〇とする。	一五	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順に従い、五〇、一四五、一五、四〇とする。

一一五	脂肪族系中間物製造業	一一四 石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	く。（に係るもの
一五		一五	
三五		二五	
一〇		一〇	
一五		二〇	
	<p>(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、一一〇、二〇、四〇とする。</p> <p>(二) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ</p>		

一一九	環式中間物・合成染料 ・有機顔料製造業	一一八	コールタール製品製造業	一二七	発酵工業	一二六	メタン誘導品製造業	
一五		三三〇		一五		一五		
五五		五三〇		五五		六〇		
一〇		一七〇		一〇		一〇		
一五		四一〇		二〇		一五		
三〇、一〇〇、五〇とする	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ三〇、一〇〇、五〇とする							れ同欄の順序に従い、三〇〇、二七五〇、三〇〇〇、五〇〇とする。

一一二	合成ゴム製造業	一一〇	プラスチック製造業
一五		一〇	
四五		二五	
一〇		一〇	
一五		一五	
室素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、一〇〇、二〇、四〇とする。		室素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ二〇、七〇、三五とする。	。

一一三

有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）

一五

七〇

一〇

一五

- (一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、八五、一五、三五とする。
- (二) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二一〇、一五、三〇とする。
- (三) メラミン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八五〇、一五〇〇、

一一四	一一三	
レーヨン・アセテート 製造業のうちアセテ ートの製造に係るもの	レーヨン・アセテート 製造業のうちレーヨ ンの製造に係るもの	
一五	一〇	
一二五	一五	
一〇	一〇	
一一〇	一五	
		八五〇、一五〇〇とする。 (四) 化学発泡剤製造工程 (尿素を原料として使用 するものに限る。)にあ っては、第三欄(1)(ロ)及び (2)(ロ)の値は、それぞれ二 〇〇、三五とする。

一一八	一二七	一二六	一二五
界面活性剤製造業（前 項に掲げるものを除く	石けん・合成洗剤製造 業	脂肪酸・硬化油・グリ セリン製造業	合成繊維製造業
一五	一五	一〇	一〇
五五	二五	三〇	一五
一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五
			窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあつ ては、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、五 〇、六〇、三五、五〇とす る。

一三三		一三二	一三〇	一二九	
医薬品製剤製造業		医薬品原薬・製剤製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	。
一〇		一五	一五	一五	
二〇		四五	三〇	三〇	
一〇		一〇	一〇	一〇	
一五		一五	一五	一五	
		医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、一二〇、二〇、三〇とする。			

一四〇	一三九	一三八	一三七	一三六	一三五	一三四	一三三
化粧品・歯磨・その他	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	合成香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一〇
二五	二五	三五	七〇	六五	二五	二五	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	二〇	一五	二〇	一五	一五	一五

					の化粧用調整品製造業
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）			一五	
一四三	写真感光材料製造業			一五	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			一〇	
一四五	イオン交換樹脂製造業			一五	
一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）			一五	
				五五	
				一〇	
				一五	
				一〇	
				一五	

一五二	一五一	一五〇	一四九	一四八	一四七	
ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程	自動車タイヤ・チューブ製造業	石油コークス製造業	コークス製造業	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	石油精製業	）
一〇	二〇	二〇	五〇〇	二〇	二〇	
一五	三〇	三〇	九五〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	三三〇	一〇	一〇	
一五	一五	一五	四〇〇	一五	二〇	

一五八	一五七	一五六	一五五	一五四	一五三	
業 ガラス製加工素材製造	板ガラス加工業	板ガラス製造業	毛皮製造業	なめしかわ製造業	。ゴム製品製造業（前二 項に掲げるものを除く	に係るもの
一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	一五	
二〇	二〇	二〇	二〇	七五	二五	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
一五	二〇	一五	二〇	一五	一五	

一六三	一六二	一六一	一六〇	一五九
ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	理化学用・医療用ガラス器具製造業	ガラス容器製造業
二〇	一五	一〇	一〇	一〇
三〇	二五	一五	一五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五

一六八	一六七	一六六	一六五	一六四
黒鉛電極製造業	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	二〇	一五	一五	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五

一七三	一七二	一七〇	一六九
高炉による製鉄業	うわ薬製造業	業 鉍物・土石粉碎等処理	碎石製造業
一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	二〇	一五
<p>(一) コークス製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇〇、九五〇、三二〇、四〇〇とする。</p> <p>(二) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それ</p>			

	一七八		一七五	
	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	（前項に掲げるものを除く。）	フェロアロイ製造業	
	一五	一〇	一五	
	二五	一五	二五	
	一〇	一〇	一〇	
	一五	一五	一五	
〇、四〇、五〇とする。	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一〇〇、四〇、五〇とする。			それぞれ同欄の順序に従い、五五、一〇〇、四〇、五〇とする。

一七九	熱間圧延業（整理番号 一八二の項及び同一八 三の項に掲げるものを 除く。）	一五	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては、第 三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五五、一〇 〇、四〇、五〇とする。
一八〇	冷間圧延業（整理番号 一八二の項及び同一八 三の項に掲げるものを 除く。）	一五	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては、第 三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五五、一〇 〇、四〇、五〇とする。
一八一	冷間ロール成型形鋼製 造業	一五	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては、第 三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五五、六五
		一〇	
		一〇	
		一五	
		一〇	

一八四	一八三	一八二	
磨棒鋼製造業	伸鉄業	鋼管製造業	
一〇	一〇	一五	
一五	一五	一五	
一〇	一〇	一〇	
一五	一五	一五	
ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第一	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、五〇とする。	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、五〇とする。	、四〇、五〇とする。

	一八六		一八五	
	伸線業		引抜鋼管製造業	
	一五		一五	
	四〇		二五	
	一〇		一〇	
	一五		一五	
	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、五〇とする。		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、五〇とする。	三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、五五、四〇、五〇とする。

一九九	一九八	一九七	一九六	一九五	一九四	一九三
鉄鋼業（整理番号一七	鉄粉製造業	可鍛鑄鉄製造業	鑄鉄管製造業	銑鉄鑄物製造業（次項 及び整理番号一九七の 項に掲げるものを除く 。）	鑄鋼製造業	鍛工品製造業
一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一五
二五	一五	一五	一五	一五	二〇	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
ステンレス硝酸酸洗工程を						

二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇一	電気めっき業	二〇〇	非鉄金属製造業	三の項から前項までに掲げるものを除く。）
一五		二〇		一五		
四〇		四〇		三五		
一〇		一〇		一〇		
二五		三〇		一五		
(一)	熔融めっき工程（窒素又はその化合物による表		窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一一〇、三五、五五とする。			有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、五〇とする。

二〇三	
一般機械器具製造業)
二〇	
三五	
一〇	
二〇	
ステンレス硝酸酸洗工程を	<p>面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、五〇、二五、四〇とする。</p> <p>(二) アルマイト加工工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一二〇、三五、五〇とする。</p>

	二〇四		
	プリント回路製造業		
	一五		
	三〇		
	一〇		
	一五		
有するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、四五とする。			
(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。 (二) にあつては、第三欄(2)(ロ)の値は、二〇とする。	二〇五	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	
(二) 半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、四五、一五	一五		

	二〇七		二〇六		
	精密機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		
	一〇		一五		
	一五		三〇		
	一〇		一〇		
	一五		一五		
三〇、四五、一五とする。	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、第三欄(1)及び(2)並びに(2)の値は、それぞれ三〇、四五、一五とする。	〇、三五、一〇とする。	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)及び(2)並びに(2)の値は、それぞれ〇、三五、一〇とする。		、一五とする。

二〇九	下水道業	二〇八	ガス製造工場
一〇		一〇	
四〇		一五	
一〇		一〇	
四〇		一五	
<p>(一) 標準活性汚泥法その他 これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、二〇とする。</p> <p>(二) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れ</p>			

二二三	二二二	二二一	二二〇	
飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。）	空瓶卸売業	
二二五	一五	一五	二二〇	
六〇	三〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	
三〇	一五	一五	一五	
				て処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、六〇とする。

二二二	二二〇	二二九	二二八	二二六	二二五	二二四
し尿浄化槽（建築基準	病院	自動車整備業	写真業（写真現像・焼 付業を含む。）	洗濯業（前項に掲げる ものを除く。）	リネンサプライ業	宿泊業
二〇	二五	一五	二〇	一五	一〇	二五
六〇	六〇	二五	三〇	二五	二〇	四五
一〇	一五	一〇	一五	一〇	一〇	一五
四〇	二五	二〇	二五	二〇	一五	三〇
第二欄に規定する表又は建						

	二二三
<p>法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が五〇一人以上のものに限る。）</p>	<p>し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下の</p>
	二〇
	六〇
	一〇
<p>建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方</p>	<p>第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる。及び(2)(ロ)の値は、三〇とする。</p>

二二四					
ごみ処理業		し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）			ものに限る。）
二〇		二〇			
三〇		六〇			
一〇		一〇			
二〇		四〇			
		嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五〇、三〇とする。			法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、四〇とする。

一三三二	一三三〇	一三二九	一三二八	一三二七		一三二六	一三二五
試験研究機関（規則第	地方卸売市場	中央卸売市場	と畜場	死亡獣畜取扱業	。)	産業廃棄物処理業（前 項に掲げるものを除く	廃油処理業
二〇	二〇	二〇	二五	二五		二〇	一〇
三五	三〇	三〇	六〇	三五		五〇	三〇
一〇	一五	一五	一五	一五		一〇	一〇
二五	二五	二五	二五	二五		四〇	一五

別表第二

整理番号			業種その他の区分
(1)	(1)	窒素含有量 〔単位：リットルにつき グラム〕	
(0)			
(1)	(2)		
(0)			
備考			

一三三二	一条の二各号に掲げるものをいう。）
整理番号二の項から前項までに分類されないもの	
一〇	
六〇	
一〇	
五〇	

八	七	六	五	四	三	二
水産缶詰・瓶詰製造業	畜産食料品製造業（前 二項に掲げるものを除 く。）	乳製品製造業	肉製品製造業	非金属鉱業	天然ガス鉱業	畜産農業
二〇	三〇	二〇	三〇	一五	六〇	六〇
三〇	四〇	三〇	六〇	二五	一五〇	一三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一五	六〇	六〇
二五	三五	二五	三五	二五	七〇	七〇

九	寒天製造業	一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一二	冷凍水産物製造業	一三	冷凍水産食品製造業	一四	水産食料品製造業（整理番号八の項から前項までに掲げるものを除
二〇		二〇		四五		四五		四五		四五	
三〇		三〇		五五		五五		五五		五五	
一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇	
二五		二五		五〇		三〇		五〇		五〇	

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)
ソース製造業	うま味調味料製造業	しょう油・食用アミノ酸製造業	味そ製造業	野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
二〇	二〇	四五	二〇	二〇	二〇	
三〇	三〇	九五	三〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
二五	二五	五〇	二五	二五	二五	

二七	二六	二五	二四	二三	三二	二二
製造業 ビスケット類・干菓子	生菓子製造業	パン製造業	小麦粉製造業	性化糖製造業 ぶどう糖・水あめ・異	砂糖精製業	食酢製造業
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
三〇	三〇	三〇	三〇	一四五	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

三三三	三三二	三三一	三三〇		二二八
ふくらし粉・イースト ・その他の酵母剤製造	食用油脂加工業	動物油脂製造業	植物油脂製造業	除く。)	米菓製造業
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇		二〇〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇		三〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇		一〇〇
二二五	二二五	二二五	二二五		二二五

	四〇	三九	三八	三七	三五	三四	
業	の ち煮豆の製造に係るも そう(惣)菜製造業のうち	冷凍調理食品製造業	あん類製造業	豆腐・油揚製造業	めん類製造業	穀類でんぷん製造業	
	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	二〇	
	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	三〇	
	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
	二五	三五	二五	三五	二五	二五	

四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一
単体飼料製造業	配合飼料製造業	インスタントコーヒー製造業	蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

五七				
繊維工業で麻製織工程	五五 繊維工業（整理番号五 一の項に掲げるもの及 び衣服その他の繊維製 品に係るものを除く。 以下同じ。）で整毛工 程に係るもの	五一 生糸製造業（副蚕糸精 練業を含む。）	五〇 たばこ製造業	四九 有機質肥料製造業
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二五	二五	二五	二五	二五

五九		
繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケツト加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	に係るもの
二〇〇		
四〇		
一〇		
三〇		
綿織物捺染工程にあつては、第三欄(1)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ六〇		

	六〇						
	織維工業で織物手加工 染色整理工程（染色整 理工程付帯加工処理工 程を含む。）に係るも の						
	二〇						
	三〇						
	一〇						
	二五						
	六〇						、一〇〇、六〇とする。
六一	織維工業で綿状繊維・ 糸染色整理工程（染色 整理工程付帯加工処理 工程を含む。）に係る もの	二〇	四〇	一〇	三〇		

六五	六四	六三	六二
織維工業でフェルト製造工程に係るもの	織維工業で不織布製造工程に係るもの	織維工業で織維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	織維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの
二〇	二〇	二〇	二〇
三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇
二五	二五	二五	二五

六九	六八	六七	六六
一般製材業又は木材チップ製造業	繊維工業（整理番号五の項から前項に掲げるものを除く。）	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るものの	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの
二〇	二〇	二〇	二〇
三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇
二五	二五	二五	二五

七七	七六	七五	七一
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	木材薬品処理業	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパルプボード製造業
二〇	二〇	二〇	二〇
三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇
二五	二五	二五	二五

七八	七九
<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの</p>
二〇〇	二〇〇
三〇〇	三〇〇
一〇〇	一〇〇
二二五	二二五

	八〇	
の（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	
	一一〇	
	一一〇	
	一一五	

八三	八二	八二
パルプ製造業、洋紙製	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
二〇	二〇	二〇
三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇
二五	二五	二五

八五	八四	
<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの</p>	<p>造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>
二〇	二〇	
三〇	三〇	
一〇	一〇	
二五	二五	

	八六
<p>木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。</p>
	二〇
	三〇
	一〇
	二五

九〇	八九	八八	八七	
手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	）に係るもの
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	
二五	二五	二五	二五	

九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一
パルプ製造業、紙製造	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	乾式法による繊維板製造業	セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

一〇二	一〇一	一〇〇	業又は紙加工品製造業 (整理番号七六の項か ら前項までに掲げるも のを除く。)
窒素質・りん酸質肥料 製造業	製版業	印刷業(新聞その他の 出版物を印刷するもの を含む。)	
一五	二〇	二〇	
九〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	
七〇	二五	二五	
(一) アンモニア製造工程に あつては、第三欄(1)及 び(ロ)並びに(2)(イ)の値は、 それぞれ四〇、一〇〇、 三〇とする。			

一〇四	一〇三	
化学肥料製造業（前二	複合肥料製造業	
一五	一五	
二五	四五	
一〇	一〇	
二五	四五	
		<p>(二) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、四三〇、二〇〇、二一〇とする。</p> <p>(三) 尿素製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇〇、一六〇〇、一〇〇、一二〇〇とする。</p>

一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇七	無機顔料製造業	一〇六	電炉工業	一〇五	ソーダ工業	項に掲げるものを除く。
二〇		五〇		一五		一五		
五〇		一一〇		二五		二五		
一〇		四〇		一〇		一〇		
四〇	(一) バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それ	六〇	黄鉛顔料製造工程にあっては、第三欄(1)(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ七〇〇、六〇〇とする。	二五		二五		

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
- （二） 酸化コバルト製造工程
にあっては、第三欄の値
は、それぞれ同欄の順序
に従い、五〇、七五〇、
四〇、七五〇とする。
- （三） モリブデン化合物製造
工程（塩析工程を有する
ものに限る。）にあって
は、第三欄の値は、それ
ぞれ同欄の順序に従い、
五〇、六〇〇〇、四〇、
六〇〇〇とする。
- （四） イットリウム酸化物製

造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一五〇、四〇、一五〇とする。

(五) 酸化銀製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二一〇、四〇、二一〇とする。

(六) 酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇、四〇、三〇〇とする。

一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		
一五		一五			
五〇		八〇			
一〇		一〇			
三五		三五			
	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつ		窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一六〇、四〇、六〇とする。		(七) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一六〇、四〇、六〇とする。

	一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一一二	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	成染料・有機顔料製造工程に係るもの
	一五		一五		
	八〇		六〇		
	一〇		一〇		
	三五		三〇		
	四〇、五五とする。	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一六〇、四〇、五五とする。			ては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、一八〇、五〇、六〇とする。

一一三	石油化学系基礎製品製造業 有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一一五	脂肪族系中間物製造業
一五		一五		一五	
六〇		六〇		八〇	
一〇		一〇		一〇	
三五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ二〇、一五とする。	三〇		三五	(一) 窒素又はその化合物を

一一七	一一六	
発酵工業	メタン誘導品製造業	
一五	一五	
四〇	四〇	
一〇	一〇	
三〇	三〇	
		<p>原料として使用するもの にあつては、第三欄の値 は、それぞれ同欄の順序 に従い、五〇、一五〇、 四〇、五五とする。</p> <p>(二) 青酸誘導品含有排水を 排出する工程にあつては 、第三欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、五 〇〇、五一〇、五〇〇、 五一〇とする。</p>

一一〇	プラスチック製造業	一一九 環式中間物・合成染料 ・有機顔料製造業	一一八 コールタール製品製造業
一五		一五	八〇〇
五〇		七〇	一〇〇〇
一〇		一〇	八〇〇
三〇		三五	一〇〇〇
	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一五〇、四〇、五五とする。	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、一八〇、五〇、一二〇とする。	

<p>一一二</p>	<p>合成ゴム製造業</p>
<p>一一三</p>	<p>有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）</p>
<p>一五</p>	<p>一五</p>
<p>一五</p>	<p>一五</p>
<p>五〇</p>	<p>五〇</p>
<p>八〇</p>	<p>八〇</p>
<p>一〇</p>	<p>一〇</p>
<p>一〇</p>	<p>一〇</p>
<p>三五</p>	<p>三五</p>
<p>三五</p>	<p>三五</p>
<p>窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順に従い、五〇、一五〇、四〇、五五とする。</p>	<p>窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順に従い、五〇、一五〇、四〇、五五とする。</p>
<p>(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)(1)及び(1)並びに(2)(1)の値は、それぞれ二〇、八五、一五とする。</p> <p>(二) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつ</p>	<p>(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)(1)及び(1)並びに(2)(1)の値は、それぞれ二〇、八五、一五とする。</p> <p>(二) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつ</p>

一一六	一二五	一二四	一一三
脂肪酸・硬化油・グリ	合成繊維製造業	レーヨン・アセテート 製造業のうちアセテ ートの製造に係るもの	レーヨン・アセテート 製造業のうちレーヨ ンの製造に係るもの
一五	一五	一五	一五
五五	三〇	二五	二五
一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	二〇	二〇	二〇
	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあつ ては、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、五 〇、一五〇、四〇、五五と する。		

一三二	一三〇	一二九	一二八	一二七	
業 医薬品原薬・製剤製造	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業（前 項に掲げるものを除く 。）	業 石けん・合成洗剤製造	セリン製造業
一五	一五	一五	一五	一五	
七五	二五	五五	五五	五五	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
四〇	二五	三〇	三〇	三〇	
業 医薬品原薬製造工程（窒素 又はその化合物を原料とし て使用するものに限る。）					

一三七	一三六	一三五	一三四	一三三	一三二	
農薬製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業	
一五	一五	一五	一五	一五	一五	
八〇	六五	二五	二五	二五	二五	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	
						にあつては、第三欄(1)及び(ロ)並びに(2)(イ)の値は、それぞれ二五、一三〇、二〇とする。

一四四	一四三	一四二	一四〇	一三九	一三八
天然樹脂製品・木材化	写真感光材料製造業	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	合成香料製造業
一五	一五	一五	一五	一五	一五
二五	二五	五五	三〇	七〇	九〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇

一四九	一四八	一四七	一四六	一四五	学製品製造業
コークス製造業	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	石油精製業	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	イオン交換樹脂製造業	
六〇〇	二〇	二〇	一五	一五	
一〇〇〇	三〇	三〇	六〇	二五	
四〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
八〇〇	二五	二五	三〇	二五	

一五五	一五四	一五三	一五二	一五一	一五〇
毛皮製造業	なめしかわ製造業	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	自動車タイヤ・チューブ製造業	石油コークス製造業
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
三〇	七五	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	七五	二五	二五	二五	二五

一六一	一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六
卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	理化学用・医療用ガラス器具製造業	ガラス容器製造業	ガラス製加工素材製造業	板ガラス加工業	板ガラス製造業
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	二〇	二〇	二五	二五	二五

一六六	一六五	一六四	一六三	一六二
コンクリート製品製造	生コンクリート製造業	ガラス・同製品製造業 (整理番号一五六の項 から前項までに掲げる ものを除く。)	ガラス繊維・同製品製 造業(前項に掲げるも のを除く。)	ガラス繊維(長繊維に 限る。）・同製品製造 業
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二五	二五	二五	三〇	二五

一七三	一七二	一七〇	一六九	一六八	一六七	業
高炉による製鉄業	うわ薬製造業	業 鋳物・土石粉碎等処理	砕石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業（ 前二項に掲げるものを 除く。）	
一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	
三五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
三〇	二五	二五	二五	二五	二五	
(一)						
コークス製造工程にあ						

一七六	一七五	
高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを 除く。)	フェロアロイ製造業	
一五	一五	
二五	二五	
一〇	一〇	
二五	二五	
		<p>つては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従 い、六〇〇、一〇〇〇、 四〇〇、八〇〇とする。</p> <p>(二) ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつて は、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 五五、一〇〇、四〇、六 〇とする。</p>

一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	一五	二五	一〇	二五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一〇〇、四〇、六〇とする。
一七九	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一五	二五	一〇	二五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一〇〇、四〇、六〇とする。
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを	一五	五五	一〇	三〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄

一八三	伸鉄業	一八二	鋼管製造業	一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	除く。）
一五		一五		一五		
二五		二五		二五		
一〇		一〇		一〇		
二五	ステンレス硝酸酸洗工程を	二五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、六〇とする。	二五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、六〇とする。	の順序に従い、五五、一〇〇、四〇、六〇とする。

一八五	一八四	
引抜鋼管製造業	磨棒鋼製造業	
一五	一五	
四五	二五	
一〇	一〇	
三〇	二五	
ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、六〇とする。	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、六〇とする。	有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、六〇とする。

一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六
表面処理鋼材製造業（	めつき鉄鋼線製造業	めつき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業
一五	一五	一五	一五	一五	一五
三五	二五	四〇	四五	三五	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	二五	三〇	三〇	三〇	二五
ステンレス硝酸酸洗工程を					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、六〇とする。

	一九五	一九四	一九三	一九二	
	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。）	鋳鋼製造業	鍛工品製造業	鍛鋼製造業	整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）
	一五	一五	一五	一五	
	二五	二五	二五	二五	
	一〇	一〇	一〇	一〇	
	二五	二五	二五	二五	
					有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、六〇とする。

一九六	一九七	一九八	一九九	二〇〇	二〇一
鑄鉄管製造業	可鍛鑄鉄製造業	鉄粉製造業	鉄鋼業（整理番号一七 三の項から前項までに 掲げるものを除く。）	非鉄金属製造業	電気めっき業
一五	一五	一五	一五	二〇	二〇
二五	二五	二五	二五	七〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二五	二五	二五	二五	六〇	三〇
			ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては、第 三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五五、六五 、四〇、六〇とする。		窒素又はその化合物による 表面処理施設を設置するも

	二〇二	
	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	
	二〇	
	四〇	
	一〇	
	三五	
<p>のにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、一三〇、五〇、一一〇とする。</p> <p>(一) 溶融めつき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、七〇、五〇、六五とする。</p> <p>(二) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置する</p>		

二〇五	二〇四	二〇三	
電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具	プリント回路製造業	一般機械器具製造業	
二〇	二〇	二〇	
三〇	三〇	三五	
一〇	一〇	一〇	
二五	二五	二五	
(一) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、四五とする。	るものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、九〇、五〇、九〇とする。

二〇六	
輸送用機械器具製造業	製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。
二一〇	
三二〇	
一〇	
二二五	<p>を設置するものに限る。</p> <p>（一）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、四〇、二〇、三五とする。</p> <p>（二）半導体素子製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、六〇、二〇、三五とする。</p>
自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ	

二〇九	二〇八	二〇七	
下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業	
一〇	二〇	二〇	
四〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	
四〇	二五	二五	
(一) 標準活性汚泥法その他 これと同程度に下水中の 窒素を除去できる方法よ り高度に下水中の窒素を 除去できる方法により下		時計・同部分品製造工程（ 時計側を除く。）にあつて は、第三欄(1)及び(ロ)の値 は、それぞれ三〇、四五と する。	同欄の順序に従い、二五、 五〇、二〇、三〇とする。

一一一	一一〇	
共同調理場（学校給食）	空瓶卸売業	
一二五	一二五	
一三五	一三五	
一五	一五	
二〇〇	二〇〇	
		<p>水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、二〇とする。</p> <p>(二) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、六〇とする。</p>

二二六	二二五	二二四	二二三	二二二	法（昭和二十九年法律 第一百六十号）第五条の 二に規定する施設をい う。）
洗濯業（前項に掲げる ものを除く。）	リネンサプライ業	宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当製 造業	
二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	
三三五	三三五	六〇	六〇	三三五	
一五	一五	一五	一五	一五	
三〇	三〇	四五	四五	三〇	

二二八	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	二二五	三五	一五	三〇
二二九	自動車整備業	二二五	三五	一五	三〇
二二〇	病院	二二五	六〇	一五	四五
二二二	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が五〇一人以上のものに限る。）	二二〇	六〇	一〇	四〇
					第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができるところによりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)(ロ)

二二三		二二三	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）	
二二三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	二二三	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）	
二〇〇		二〇〇		
六〇		六〇		
一〇		一〇		
四〇	嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚	五〇	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、四〇とする。	及び(2)(ロ)の値は、三〇とする。

	二二六	二二五	二二四	
。)	産業廃棄物処理業（前 項に掲げるものを除く	廃油処理業	ごみ処理業)
	四〇	二五	二五	
	五〇	三五	三五	
	二〇	一五	一五	
	四五	三〇	三〇	
				泥法に凝集処理法を加えた 方法より高度にし尿を処理 することができる方法によ りし尿を処理するものにあ っては、第三欄(1)及び(2) (1)の値は、それぞれ五〇、 三〇とする。

一一三三	一一三二	一一三〇	一一二九	一一二八	一一二七
整理番号二の項から前 項までに分類されない もの	試験研究機関（規則第 一条の二各号に掲げる ものをいう。）	地方卸売市場	中央卸売市場	と畜場	死亡獣畜取扱業
一〇	二五	二五	二五	二五	二五
六〇	三五	三五	三五	六〇	三五
一〇	一五	一五	一五	一五	一五
六〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇